# 国土交通省の各種取組について

令和7年3月13日 国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局



# 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

### 背景·必要性

- ○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。
  - ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性(右図)。
  - 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
  - ・ 荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- ○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
- →以下の施策を講じることにより、物流の持続的成長を図ることが必要。

# 現状 2024年 14% 2030年 34%

### 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

- ○①**荷主\***1(発荷主·着荷主)、②**物流事業者**(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
  \*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- ○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
- ○上記①②のうち一定規模以上のもの(特定事業者)に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- ○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。
- ※法律の名称を変更。
- ※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

# 【流通業務総合効率化法】

【荷主等が取り組むべき措置の例】 <パレットの導入>



バラ積み・バラ降ろしに よる非効率な荷役作業



ハレットの利用による 荷役時間の短縮

### 2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

# 【貨物自動車運送事業法】

- ○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。)等について記載した**書面による交付等**を義務 付け\*<sup>2</sup>。
- ○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 〇下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**\*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。
  \*2·3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

### 3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

- ○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者**選任と**講習**受講、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- ○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】施行後3年で(2019年度比)

- ○荷待ち・荷役時間の削減
- ○積載率向上による輸送能力の増加

年間125時間/人削減

16パーセント増加

1

# 荷主・物流事業者に対する規制的措置のポイント

# 【流通業務総合効率化法】

荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載効率の向上等を図る。

# すべての事業者

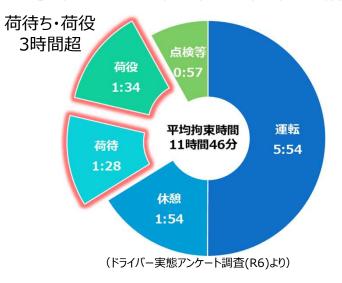
- ○①**荷主\***(発荷主、着荷主)、②**物流事業者**(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のた めに**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
  - \* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

# 一定規模以上の事業者

- ○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの(特定事業者)に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、 努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施。
- ○特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選仟を義務付け。
- ※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。
- ※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】---【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

【荷主等が取り組むべき措置の例】



取り組むべき措置	判断基準(取組の例)
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、 予約システムの導入等
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、 入出庫の効率化に資する資機材の配置、 荷積み・荷卸し施設の改善等
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、 運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしに よる非効率な荷役作業

# パレット導入



パレットの利用による 荷役時間の短縮

物流業界の多重下請構造の是正に向けた取組につなげるとともに、実運送事業者の適正運賃収受を図る。

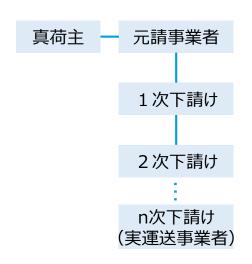
- 運送契約締結時に、提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。)等について 記載した書面の交付を義務付け\*。 【法第12条、第24条第2項・第3項関係】
- 利用運送を行うときに<mark>委託先への発注適正化(健全化措置)</mark>について**努力義務**\* を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する<mark>運送利用管理規程</mark>の作成・<mark>運送利用管理者</mark>の選任を**義務付け**。 【法第24条第1項、法第24条の2~第24条の4関係】
- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。また、各事業者に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知を義務付け。【法第24条の5関係】
- \* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

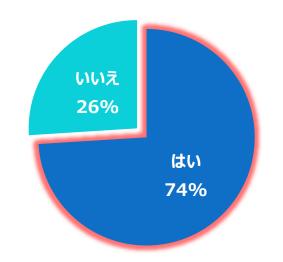
# ⇒令和7年4月1日施行

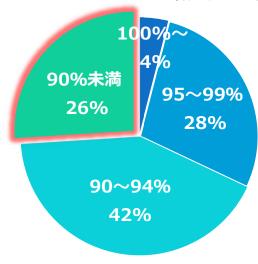
【多重下請構造のイメージ】

【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】

【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、 請け負った金額の概ね何%か】







# 1.書面交付関係

- **運送契約締結時**に、以下の事項について記載した<u>書面交付</u>を義務付け
  - ・ 真荷主\*とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付(法第12条)
  - ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付(法第24条)
- 交付した書面については、その写しを一年間保存すること

# 【交付書面の記載事項】

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③ その他の特別に生ずる費用に係る料金 (例:有料道路利用料、燃料サーチャージなど)
- ④ 運送契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

- \*「真荷主」とは、以下の①~③のすべてに該当する者を指す。
  - ① 自らの事業に関して
  - ② 貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
  - ③ 貨物自動車運送事業者以外のもの

- ・メール等の電磁的方法でも可
- 基本契約書が交わされている場合、その基本契約書に記載されている内容については省略可

# 付書面の一例

### ※赤枠は法定事項

### 運送申込書/運送引受書

(※)申込者は太枠内を記入します。 トル会員は本件内を出入したり。 ただし、申込者が個人(個人事業主を除く)又は貨物 自動車選送事業法第12条第1項の「真荷主」である 場合、申込時にグレー部分は空欄でも構いません。

I 運送契約	の当事者等		,	申込日 : 令和 7年 4月 1日
	社名又は	○○食品㈱	電話	028-111-***
	氏名	O C Emity	FAX	028-222-***
申込者	△AAAAA @ A           住所         栃木県○○市○○1−1−1	▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp		
<b> </b>	王州			国土 花子
		標準貨物自動車運送約款(令和〇	年〇月〇日最	終改正)の内容について承諾 🛭
	社名又は	△△商店	電話	03-5555-
荷受人	氏名	스스테션	FAX	_
间文人	(世)	E-mail	_	
	ITIM	来求部四四四四四	【担当者名】	貨物 三郎
	社名又は	社名又は		028-333-xxxx
運送を	氏名	ロロ建制(材)	FAX	028-444-xxx
引き受ける者	住所	栃木県口口市口口2-2-2	E-mail	xxxxxx@xxx.co.jp
	IX IVI	柳木朱□□□□□□2-2-2	【担当者名】	運輸 一郎

### Ⅱ 運送の役務

	集貨先/発送地	○○食品㈱ A工場	集貨/発送の 希望日時	令和7年4月5日 9時~12時
	配達先/到着地	△△商店	配達/到着の 希望日時	令和7年4月5日 14~16時
4	演送保険加入の想	打 有 (無)		

品名	冷凍食品	品質	-1	5℃以下			1トン	荷造りの	種類及び個数	10パレット (1パレット当たり段ボール10箱)		
運送の扱種	別	貸切距離制		車	種		冷凍車(1ト)	ン)	台数		1	両

### Ⅲ 荷役作業・附帯業務等

積込み作業の委託	(有)・無 予定作業時間 (30分程度)	取卸し作業の委託	有・無	予定作業時間 ( 30分程度 )
附帯業務の内容	倉庫内における検品・棚入れ作業 (予定作業時間 : 60分程度)			

### Ⅳ 運賃及び料金

運 賃	50,000	円	燃料サーチャージ	2.000 円	有料道路利用料	(税込)	4.000	円
積込料	2,500	円						
取卸料	2,500	円						
待機時間料		円	(見込み待機時間:	分、 30分あた	:り単価:	円)		
	品代金の取立て		円	荷掛金の立替え		円		
	荷造り		円	仕分け		円		
附帯業務料	保管		円	検収及び検品	1,500	円		
PITTTT本有力不干	横持ち及び総	持ち	円	棚入れ	1,500	円		
	ラベル貼り		円	はい作業		円		
その他附帯業務( )		円		·		•		
消費税額	6,000	円		運賃及び料金の	9 组行振込	(支払期	日:令和7年4月	4B)
合計額	70,000	円		支払方法	與门旅丛(又拉		10: 11417 4471	<b>Τ</b> μ /

### Ⅴ その他

集貨/発送の 予定日時	令和7年4月5日 12時	配達/到着の 予定日時	令和7年4月5日 15時
【車両番号】	○○123あ××××	【運転者名】	運輸 次郎

### 上記のとおり運送を引き受けます。

令和 7年 4月 1日

運送引受者(貨物自動車運送事業者)

□□運輸㈱ 代表取締役 運輸 太郎

# あくまでも一例であり、法定事項が網羅されていれば、 既存のものやメール等でも可(新たに書面を作成する必要はなし)

〇メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例(※<br/>
赤字は法定事項)

### 真荷主→トラック事業者 メール送信

差出人: **^^^^^^^^^^^^^.** co. jp 送信日時: 2025 年4月1日火曜日 10:57 宛先:xxxxxx@xxx.co.jp 件名:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送の

ため 冷凍車1両 〇〇食品㈱

### □□運輸㈱ 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等:冷凍車1両、貸切距離制 品名:冷凍食品1トン(10パレット) 積込: 4/5 12 時(〇〇食品 A工場) 取卸:4/5 15 時(△△商店) 積込作業の委託:有、30分程度 取卸作業の委託:有、30分程度 附帯業務の内容 15 時 30 分~16 時 30 分、倉庫内における 検品・棚入れ作業

### 運送保険加入の委託:無

運賃 50,000 円 有料道路利用料 (税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円、 積込料及び取卸料 5,000 円 附带業務料: 3,000 円 消費税 6,000 円 合計:70,000 円

支払方法: R7.4.4 銀行振込

○○食品㈱ ○○課 国土 花子 栃木県〇〇市〇〇1-1-1

TEL:028-111-\*\*\* / FAX:028-222-\*\*\*

E-MAIL : \*\*\*\* @ \*\*\*. co. jp

(※)トラック事業者から真荷主に対してメ ールを返信するときは、記載例のよう に、真荷主から受信したメールを引用す る形で「依頼を引き受ける旨」を記載す れば、返信メールの本文に改めて法定事 項を記載し直す必要はない。

### トラック事業者→真荷主 メール返信

差出人:xxxxxx@xxx.co.jp 送信日時: 2025 年4月1日火曜日 13:25 宛先: **^^^^^^.** co. jp 件名:RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送 のため 冷凍車1両 〇〇食品㈱

〇〇食品(株) 国土さま

メールにて依頼のありました下記の件了解し ました。(※)

□□運輸㈱ □□課 運輸 一郎  $\mp xxx-xxxx$ 栃木県□□市□□2-2-2

Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx

-----Original Message-----差出人: **\*\*\***\*\*\*\*\*\* CO. ip

送信日時: 2025 年4月1日火曜日 10:57

宛先: XXXXXX@XXX.co. jp

件名:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送の ため 冷凍車1両 〇〇食品㈱

### □□運輸㈱ 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等:冷凍車1両、貸切距離制 品名:冷凍食品1トン(10パレット) 積込: 4/5 12 時(〇〇食品 A工場) 取卸:4/5 15時(△△商店) 積込作業の委託:有、30分程度 取卸作業の委託:有、30分程度 附帯業務の内容 15 時 30 分~16 時 30 分、倉庫内における

検品・棚入れ作業

運送保険加入の委託:無

運賃 50,000 円 有料道路利用料 (税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円、 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料: 3,000 円 消費税 6,000 円 合計:70,000 円

支払方法: R7.4.4 銀行振込

○○食品㈱ ○○課 国土 花子 **〒**▲▲▲-▲▲▲ 栃木県〇〇市〇〇1-1-1 TEL:028-111-\*\*\* / FAX:028-222-\*\*\*

E-MAIL: ^^^^^ CO. jp

# 3.実運送体制管理簿関係

- 元請事業者に対し、以下の事項について記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け
  - ※ 作成の対象となる貨物の重量は1.5トン以上
  - ※ 元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合、運送ごとの作成は不要(一度作ればよい)
- 作成した実運送体制管理簿は<u>1年間保存する</u>こと
- **各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を義務付け

# 【実運送体制管理簿の記載事項】

① 実運送事業者の商号又は名称

実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を 行うか等は関係ない。

※真荷主から運送依頼があった時点で判断。

- ② 実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ③ 実運送事業者の請負階層

※系列化等により下請構造が固定化されている場合(真荷主及び元請 事業者がともに、実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握 している状態)を想定。

# 実運送体制管理簿のイメージ

・既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

### 事例:トラック事業者X運輸

- ・荷主3社(食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社)
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、前ページの下請構造により運送した場合

赤枠:必須の記載事項

実運送体制管理簿(機械メーカー丙社)

※元請事業者自身が管理簿に記載されるのは

「一部を自身が実運送し、残りを利用運送した場合」 のみ

実運送体制管理簿(製紙メーカー乙社)

# 実運送体制管理簿(食料品メーカー甲社)

※元請事業者は実運送をしていない(すべて利用運送した) ため、元請事業者自身は管理簿には記載されない

積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称		請負階層	車番	ドライバー名	•••
2/1(木)	××工場~〇〇工場	食品機械	A運輸		1次請け	11-11	00	
2/1(木)	〇〇工場~Z営業所	冷凍食品	X運輸		元請け	22-22	00	
2/1(木)	Z営業所~小売店ア	冷凍食品	C運輸		2次請け	33-33	00	
2/2(金)	××工場~倉庫ウ	飲料	D運輸		1次請け	44-44	00	
2/2(金)	××工場~倉庫ウ	飲料	E運輸		2次請け	55-55	00	
2/2(金)	××工場~倉庫ウ	飲料	G運輸		3次請け	66-66	00	
:	:	:	:		÷	÷	i i	

※「調味料」は元請事業者がすべて自身で実運送した(利用運送を行っていない)ため、管理簿への記録は不要